本号で公布された法令のあらまし

◇賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一四二号）（国土交通省）

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六〇号）附則第一条に掲げる規定の施行期日は、令和三年六月一五日とすることとした。

◇賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四三号）（国土交通省）

1　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項の政令で定める額は、一万八、七〇〇円（電子情報処理組織を使用して法第三条第二項の登録の更新の申請をする場合にあっては、一万八、〇〇〇円）とすることとした。（第一条関係）

2　法第一三条第二項の規定による承諾は、賃貸住宅管理業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る賃貸住宅の賃貸人に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該賃貸住宅の賃貸人から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（3において「書面等」という。）によって得ることとした。（第二条第一項関係）

3　賃貸住宅管理業者は、2の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る賃貸住宅の賃貸人から書面等により法第一三条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならないこととした。ただし、当該申出の後に当該賃貸住宅の賃貸人から再び2の承諾を得た場合は、この限りでないこととした。（第二条第二項関係）

4　この政令は、法附則第一条に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一五日）から施行することとした。

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四四号）（経済産業省）

1　第一種特定化学物質として、二・二・二―トリクロロ―一―（二―クロロフェニル）―一―（四―クロロフェニル）エタノール及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）又はその塩を追加指定することとした。（第一条関係）

2　第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ＰＦＯＡ又はその塩について、耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙等を定めることとした。（第七条関係）

3　技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、当分の間、ＰＦＯＡ又はその塩について、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定めることとした。（原始附則第三項関係）

4　この政令は、令和三年一〇月二二日から施行することとした。

◇港則法施行令の一部を改正する政令（政令第一四五号）（国土交通省）

1　志津川港、益田港、浜田港及び宇部港の区域を変更することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、令和三年五月一日から施行することとした。

政　令

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年四月二十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百四十二号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行期日は、令和三年六月十五日とする。

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　　義偉

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年四月二十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百四十三号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三条第五項及び第十三条第二項（同法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令（令和二年政令第三百十三号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（以下「」、「」という。）」及び「書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（次項において「」を削り、本則を第三条とし、同条に見出しとして「（法第三十条第二項の規定による承諾に関する手続等）」を付し、同条の前に次の二条を加える。

（賃貸住宅管理業者の登録の更新の手数料）

第一条　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項の政令で定める額は、一万八千七百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三条第二項の登録の更新の申請をする場合にあっては、一万八千円）とする。

（法第十三条第二項の規定による承諾に関する手続等）

第二条　法第十三条第二項の規定による承諾は、賃貸住宅管理業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る賃貸住宅の賃貸人に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該賃貸住宅の賃貸人から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（次項並びに次条第一項及び第二項において「書面等」という。）によって得るものとする。